



滋賀労働

滋賀県労働広報紙

664号
2022

令和4年度 「おうみの名工」「おうみ若者マイスター」が決定しました

令和4年度の滋賀県技能者表彰（おうみの名工）受賞者と、おうみ若者マイスター認定者が決定し、表彰式および認定式を、11月7日（月）に滋賀県庁で行いました。

○滋賀県技能者表彰（おうみの名工）

現役の優秀な技能者を表彰することにより、広く社会全般に技能尊重の気運を浸透させ、もって技能者の地位および技能水準の向上を図ることを目的としています。

受賞者一覧

（敬称略・五十音順）

お名前	職種名	勤務先
清水 末広	日本料理調理人	ザ・グランリゾート近江舞子
田中 正司	仏壇宮殿製造工	つぼ忠
辻田 一美	日本料理調理人	滋賀一料調理士紹介所



▲「おうみの名工」表彰受賞者



▲「おうみ若者マイスター」認定者

○おうみ若者マイスターの認定

優秀な若い技能者を「おうみ若者マイスター」として認定するとともに、技能振興活動に協力していただくことで、若年技能者の技能研鑽への意欲向上と、社会全般に技能尊重の気運が醸成されることを目的としています。

認定者一覧

（敬称略）

お名前	職種名	勤務先
則本 謙一	板金工	株式会社佐藤医科器械製作所
藤澤 和也	金属工作機械工	株式会社シンコーメタリコン
小原 大輝	金属手仕上工	パナソニック株式会社
小鷹 輝幸	金属工作機械工	パナソニックハウジングソリューションズ株式会社

目次

表紙	令和4年度「おうみの名工」「おうみ若者マイスター」が決定しました
P2	令和4年度滋賀県優秀労働障害者および障害者雇用優良事業所表彰の受賞について 滋賀県労働委員会委員の候補者の推薦について
P3	最低賃金改正のお知らせ 確定申告の手続方法が一部変更になります！
P4	パワハラ防止措置が全企業に義務化されています
P5	滋賀県健康経営セミナーのご案内 令和4年度若年認知症を含む認知症に関する企業向け出前研修の実施について
P6	滋賀県家庭教育協力企業協定制度(しがふあみ)締結企業・事業所募集！ 2022年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内
P7	社労士セミナーのご案内 中小企業退職金共済制度のご案内
P8	在職者訓練のご案内 生産性向上支援訓練のご案内
P9	シルバー人材センターからのお知らせ 産業雇用安定センターのご案内
P10	労働委員会だより
P11	労働相談Q&A
P12	労働問題セミナーのご案内 労働広報紙「滋賀労働」メール配信へ切り替えのお願い

【重要】広報紙「滋賀労働」についてお知らせがございます。詳細について裏表紙をご覧ください。

令和4年度滋賀県優秀勤労障害者および 障害者雇用優良事業所表彰の受賞について

本県では、障害者雇用に対する県民および事業主の理解と関心を深めるため、毎年優秀勤労障害者および障害者雇用優良事業所の表彰を実施しています。

今年度は、9月16日に滋賀県庁新館大会議室で開催し、次の方々を受賞されました。

(敬称略・順不同)

■滋賀県知事表彰

(1)障害者雇用優良事業所

北川ラベル印刷株式会社
株式会社三社電機製作所 滋賀工場
株式会社水口テクノス

(2)優秀勤労障害者 (氏名/勤務先)

上田 弥生 / 水口園芸	西川 大輔 / 滋賀積水樹脂株式会社 竜王製造部
小山 せなみ / パナソニックアソシエイツ滋賀株式会社	小野 雄太 / 日本バイリーン株式会社 滋賀工場
田中 篤志 / 株式会社ブリヂストン 彦根工場	岡田 篤弥 / 山丸株式会社 京滋支店
徳地 寿吏 / カルビー株式会社 湖南工場	福永 美奈子 / 株式会社SCREEN ビジネスエキスパート
岡田 拓 / 株式会社水口テクノス	村木 敦 / 株式会社加陶
大石 政人 / 株式会社平和堂 アル・プラザ水口	山本 守 / フジテック株式会社
南場 学 / 株式会社村田製作所 八日市事業所	他3名
西川 和輝 / 株式会社クレール	
竹内 典子 / 株式会社クレール	

【お問合せ先】滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL：077-528-3758

滋賀県労働雇用政策課からのお知らせ

滋賀県労働委員会委員の候補者の推薦について

第46期労働委員会委員の任期満了に伴い、第47期委員（任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日）の任命を行います。滋賀県の区域内のみに組織を有する労働組合で、労働組合法第2条および第5条第2項の規定に適合するものは、労働者委員を推薦することができます。詳細は1月上旬に滋賀県公報でお知らせします。

◆滋賀県公報インターネット版 URL：<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/zyourei/kouhou/>

※労働委員会は、公益・労働者・使用者それぞれの立場を代表する三者の委員で構成されています。労働者委員は県内の労働組合、使用者委員は県内の使用者団体の推薦に基づいて、また、公益委員は労使委員の同意を得て、いずれも知事から任命されます。委員の任期は2年です。

◇推薦方法

- 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合は、所定の様式による推薦書および履歴書を、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課へ提出してください。
- 推薦書の提出にあたっては、労働組合が労働組合法第2条および第5条第2項の規定に適合する労働組合である旨の滋賀県労働委員会の証明書の添付が必要です。

◇推薦書等の提出期限（予定）

- 労働組合資格審査の申請（申請先：労委事務局）：令和5年1月中旬
- 委員候補者の推薦（提出先：労働雇用政策課）：令和5年2月上旬

詳細は県公報で
お知らせします

【お問合せ先】

◆委員候補者の推薦に関すること

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課労政福祉係 TEL:077-528-3751 Email: fe0001@pref.shiga.lg.jp

◆労働組合の資格審査に関すること

滋賀県労働委員会事務局 TEL:077-528-4472 Email: le00@pref.shiga.lg.jp

URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/roudo/kumiai/310798.html>

最低賃金改正のお知らせ

令和4年12月31日より下記のとおり特定（産業別）最低賃金が改正されます。

ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業	時間額 967円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	時間額 978円
計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	時間額 965円
自動車・同附属品製造業	時間額 981円

滋賀県最低賃金（地域別最低賃金）は、令和4年10月6日から
時間額 927円となりました。

- ・最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与、臨時に支払われる賃金は含まれません。
 - ・派遣労働者には派遣先事業場が所在する地域の最低賃金が適用されます。
 - ・特定（産業別）最低賃金については、年齢、業務、業種により適用除外されるものがあります。
- ※詳しくは、滋賀労働局のホームページをご覧ください。



【お問合せ先】

滋賀労働局賃金室 TEL:077-522-6654
大津労働基準監督署 TEL:077-522-6616

彦根労働基準監督署 TEL:0749-22-0654
東近江労働基準監督署 TEL:0748-22-0394

令和4年10月1日以降に保険関係が消滅する場合は 確定申告の手続方法が一部変更になります！

令和4年度の雇用保険の保険率が10月1日に改定されました。

このため、令和4年10月1日以降に保険関係が消滅（終了）する事業につきましては、確定申告で雇用保険料を申告する場合、「計算方法が変更」になり、なおかつ計算経過を明らかにするための「**内訳書の提出**」が必要になります。

計算方法の変更

下表の期間で適用される保険率で各々の期間の保険料を計算し、その後に合算する方法になります。

保険率が適用される期間	一般の事業	農林水産および清酒製造の事業	建設の事業
R4.4.1～R4.9.30 (旧保険率)	9.5/1000	11.5/1000	12.5/1000
R4.10.1～R5.3.31 (新保険率)	13.5/1000	15.5/1000	16.5/1000

- ◆ 令和4年4月1日から令和4年9月30日まで ⇒ 旧保険率で計算
 - ◆ 令和4年10月1日以降 ⇒ 新保険率で計算
- } 合算

内訳書の提出

申告書には合算後の保険料しか記載できません。

このため、保険料の計算経過を明らかにするための「令和4年度 労働保険 確定保険料算定内訳」を作成いただき、申告書と一緒に提出していただくことになりました。

なお、この内訳のダウンロード、作成手順につきましては、滋賀労働局のホームページをご覧ください。

- ・滋賀労働局ホームページ URL

https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken.html

また、作成方法等で不明な点がございましたら、下記のお問合せ先までご連絡願います。

【お問合せ先】滋賀労働局労働保険徴収室 TEL：077-522-6520

パワハラ防止措置が全企業に義務化されています

令和4年4月1日から労働施策総合推進法が全面適用され、セクシュアルハラスメント及びいわゆるマタニティハラスメント防止措置に加え、中小企業事業主にも職場のパワーハラスメント防止措置が義務化されました。これにより全企業に義務化されたこととなります。（大企業は令和2年6月より適用）

★パワーハラスメントの定義

職場において行われる、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の職場環境が害されること、をいいます。



■パワーハラスメント防止のために、事業主が講ずべき措置は以下のとおりです

1 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発

- ・ハラスメントの内容及び行ってはならない旨を明確化し、周知・啓発すること
- ・ハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針、対処の内容を就業規則等の文書に規定し、周知・啓発すること

2 相談・苦情に適切に対応するための必要な体制の整備

- ・相談窓口をあらかじめ設置し、周知・啓発すること
- ・窓口担当者が内容や状況に応じ適切に対応できるようにすること
- ・ハラスメント発生の恐れがある場合や、ハラスメントに当たるか微妙な場合も含め、広く相談に対応すること

3 事後の迅速かつ適切な対応

- ・事実関係を迅速かつ正確に確認すること
- ・被害者への配慮、行為者への適切な措置、再発防止措置を講じること

4 併せて講ずべき措置

- ・プライバシー保護に必要な措置を講じ、その旨を周知すること
- ・相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由とした、解雇その他の不利益取扱いを行わないことを定め、その旨を周知すること

■その他の留意点

○労働者が職場におけるハラスメントについての相談を行ったことや、事実関係の確認等に協力して事実を述べたことを理由として、事業主が解雇その他不利益取扱いを行うことは法律で禁止されています。

ハラスメント防止措置についてのお問合せは滋賀労働局雇用環境・均等室まで

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

「ハラスメント対応特別相談窓口」開設中！（～令和5年3月31日）TEL：077-523-1190

受付時間：月曜～金曜 8：30～17：15（土日・祝日、年末年始を除く）

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎4階

「もしも」に備え
「もしも」を防ぎ
「もしも」に向き合う。

「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会」の実現に向け、皆さまでともに取り組んでいきます。

株式会社ラオター
ビッコくん

こくみん共済 coop 滋賀推進本部
(滋賀県労働者共済生活協同組合)
<https://www.zenrosai.coop>

●共済ショップ大津店
大津市におの浜4-5-1
TEL 077-524-6031
【営業時間】 9:30～16:00
両ショップとも【休日】土・日・祝日・年末年始

●共済ショップ彦根店
彦根市大東町4-28 彦根労働福祉会館2F
TEL 0749-24-6605
【営業時間】 9:30～17:00

こくみん共済 NEWS
2522W004

たすけあいの輪をむすぶ
こくみん共済〈全労済〉
全国労働者共済生活協同組合連合会 coop

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

広告

令和4年度

滋賀県健康経営セミナーのご案内

～社員の健康が企業・地域の活力を生む～

テーマ：今こそ！健康経営！！

健康
しが
みんなで作ろう！

滋賀県では、事業所、従業員の健康づくりを応援する取組として、プチ動画による健康経営セミナーを動画配信にて開催します。

働き盛り世代の皆さんが健康でいること、安全に働けることが、事業所、地域、社会の健康に繋がります。ぜひ、朝礼、会議等で御活用いただき、健康経営を推進し「健康しが」を目指しましょう！！

- 開催期間：令和4年12月5日（月）～令和5年3月31日（金）
- 開催方法：オンラインセミナー（録画動画配信）
- 対象者：滋賀県の事業所管理者、従業員
- 費用：無料
- 内容：「事業所における健康づくり」をテーマに、5～10分程度の動画を自由に閲覧いただけます。



「健康しが」
ポータルサイトから
お入りください

【動画のラインナップ】
健康増進に関すること、労働局からのお知らせ、
好事例のご案内 等

主催：滋賀県「健康いきいき21」地域・職域連携推進会議

（滋賀県医師会、滋賀県歯科医師会、滋賀県薬剤師会、滋賀県栄養士会、滋賀県健康推進員団体連絡協議会、滋賀産業保健総合支援センター、滋賀県商工会議所連合会、滋賀県商工会連合会、滋賀県中小企業団体中央会、健康保険組合連合会滋賀連合会、全国健康保険協会滋賀支部、滋賀県後期高齢者医療広域連合、立命館大学、株式会社社平和堂、滋賀労働局、滋賀県市町保健師協議会、滋賀県保健所長会、滋賀県 順不同）

【お問合せ先】滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課 TEL:077-528-3651

令和4年度 若年認知症を含む

認知症に関する企業向け出前研修の実施について



滋賀県では、認知症施策の一環として、県内の企業に認知症の専門医等が出向き、若年認知症を含む認知症に対する理解を深めていただくための出前研修を実施しています

高齢化に伴い、親の介護等で認知症の人に接する機会も稀ではなく、さらに、介護離職という新たな課題があるなか、職場において認知症に関する理解を深めることは、職場環境の改善につながる一つの機会ともなります。

また、若年認知症は65歳未満で発症する認知症を指しますが、働き盛りの年代に発症することから、就労継続を含め、その後の支援のためにも企業の理解が欠かせません。

そこで、職場における若年認知症を含めた認知症に対する理解を深め、より働きやすい職場づくりを行うため、出前研修の実施先企業を募集しています。



詳細についてはこちらを
ご覧ください
（滋賀県ホームページ）

【お問合せ先】

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
認知症施策推進係

TEL:077-528-3522 FAX:077-528-4851

E-mail:ninchisyo@pref.shiga.lg.jp

「家庭の教育」に企業・事業所様の力を！ 滋賀県家庭教育協力企業協定制度(しがふあみ)



締結企業・事業所募集中！

県教育委員会では、家庭の教育力の向上に向けた職場づくりに、自主的に取り組んでいただく企業・事業所と滋賀県教育委員会が協定を結び、子どもたちの健やかな育ちのための取組を推進しています。
締結企業・事業所数：1,497(令和4年10月1日時点)

協定を締結いただくと・・・

その1：家庭教育の研修機会を提供（専門性を持つ講師の派遣もできます！）

その2：県教育委員会発行の情報等を送付

その3：ホームページなどで企業や事業所の取組を紹介 など

「企業・事業所等家庭教育サポート講座」をご活用ください



チラシや申込書はこちらから→

【お問合せ先】 滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

TEL：077-528-4654 FAX：077-528-4962

E-mail:ma06@pref.shiga.lg.jp URL:https://nionet.jp/index.html

〇しがふあみに関する情報は、お問い合わせいただくか、右記よりアクセスください。→



21世紀職業財団

2022年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内

1. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべき専門スキルについて、ロールプレイを体験しながら学びます。

開催日時 2023年 1月31日(火) 13:30~16:30 担当講師 三浦 剛

2023年 3月 2日(木) 13:30~16:30 担当講師 山内 理恵子

開催方法 オンライン (Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。)

受講料 15,400円 (テキスト購入別途)

2. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー アドバンス編

被害者、行為者、第三者への対応をロールプレイで体験します。相談担当になって1年未満の方でも、基礎的な内容から学べ、ロールプレイを通じて貴重な気付きが得られ研鑽を積む絶好のチャンスです。

開催日時 2023年 2月 3日(金) 9:30~16:30 担当講師 三浦 康子

開催方法 オンライン (Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。)

受講料 30,800円 (テキスト購入別途)

【お問合せ先】 公益財団法人21世紀職業財団関西事務所

TEL (06) 4963-3820 FAX (06) 4963-3821

E-mail: kansai@jiwe.or.jp URL: https://www.jiwe.or.jp



多様な力が活きる社会に

21世紀職業財団



社労士セミナー

人を大切にする企業づくり

～働き方改革を通して～

人を大切にする企業のすぐそばに、
私たち社労士がいます。



定員
100名

13:20 開会

13:30 第1講

60時間超の時間外労働に対する割増賃金と代替休暇、自動車運転者の上限適用、副業・兼業の促進に関するガイドラインについて

14:40 第2講

労働施策を活用した柔軟な労働時間管理と長時間労働の抑制

15:50 第3講

副業・兼業等柔軟な働き方と人を大切にする労務管理

詳細は
こちらから
御覧下さい



参加費
無料

日時：令和5年2月9日(木) 13:20～17:00

開催場所：コラボしが21 3階 大会議室 滋賀県大津市打出浜2-1
及び Zoomによる配信

主催：滋賀県社会保険労務士会 後援：滋賀県、滋賀労働局



滋賀県社会保険労務士会 Tel.077-526-3760

滋賀県社労士会

検索

〒520-0806 大津市打出浜2-1「コラボしが21」6F



法務大臣による
裁判外紛争解決手続の認証制度

社労士会労働紛争解決センター滋賀

特定社会保険労務士が労務管理における専門家として、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・公正に解決します。

労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争が対象となります。

具体例：解雇、雇い止め、賃金未払、労働条件変更に関するトラブル、セクハラ、パワハラ など

- ① あっせんにより円満解決
- ② あっせん員は裁判外労働紛争解決の専門資格者 だから安心
- ③ 早期解決
- ④ 現在、無料にて実施

総合労働相談所

開催日：毎週 土曜日
13:00～17:00

年金相談センター

開催日：毎月 第2土曜日
13:00～17:00
年金相談のときは年金手帳を必ずお持ちください。

場所/滋賀県社会保険労務士会事務局 電話でご予約ください。 Tel.077-526-3760

広告



社労士にご相談ください!



滋賀県社会保険労務士会

〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階

Tel.077-526-3760 Fax.077-526-1800

http://www.sr-shiga.com/

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための
国の退職金制度です。

① 国の退職金制度!

掛金の一部を国が助成します。

② 外部積立型でラクラク管理!

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク!

節税に加え、手数料もかかりません。

● パートタイマーさんも
ご加入いただけます。

● 他の退職金・企業年金制度等
との資産移換も可能です。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共 検索

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

在職者訓練のご案内

滋賀県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

◇県が開催するコース（技能向上セミナー）

- 機械系（測定技術、普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、NC旋盤加工技術、機械CADなど）
- 溶接系（アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育、溶接技能者評価試験準備など）
- 制御系（有接点リレーシーケンス、PLC・油圧・空気圧制御技術、Excel VBAなど）
- 塗装系（金属塗装技術）

◇（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部が開催するコース（能力開発セミナー）

- 機械系（機械設計、溶接、機械加工、測定、機械保全、生産管理など）
- 電気・電子系（シーケンス、PLC、回路設計、電気保全、Javaなど）
- 建築系（建築計画、意匠設計、構造設計、施工・管理など）

※コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋賀県		（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部	
施設	高等技術専門学校米原校舎 (テクノカレッジ米原)	高等技術専門学校草津校舎 (テクノカレッジ草津)	滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大)
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	大津市光が丘町3-13	近江八幡市古川町1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3297	077-537-1191 (訓練課 事業主係)	0748-31-2252 (学務援助課 援助係)
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
HP	https://www.pref.shiga.lg.jp/kougi/		ポリテクセンター滋賀ホームページ https://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/ 滋賀職能大ホームページ https://www3.jeed.or.jp/shiga/college/	

ポリテクセンター滋賀主催 生産性向上支援訓練のご案内

内容よし！ 講師よし！ コスパよし！

年間600社・1,000名様を超える方々にご利用いただいています。 満足度 **99%**

コースNo	開催日	コース名	受講料 (税込み)
009	1/17	組織力強化のための管理	3,300円/人
037	1/20	データを活用した企画書の作成法	3,300円/人
032	2/10	オンラインプレゼンテーション技術	2,200円/人
033	2/16・ 2/17	業務に役立つ表計算ソフトの関数活用 (Excel中級A)	3,300円/人

- 定員 各回 15名（先着順）
- 訓練時間 9:30～16:30
- 会場 【033】キャリアプラザビット滋賀本校
【上記以外】ポリテクセンター滋賀
- 対象 事業主の指示により受講される方

滋賀県よろず支援拠点&独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部共催 令和4年度ひとを活かす組織づくりのヒントシリーズのご案内

開催日時	テーマ	定員
1/12 10:00～11:30	高齢者・障害者雇用の支援制度	15名
2/21 14:00～15:30	ノウハウ継承に役立つOJTの指導法	12名

3月は「人材育成による生産性向上」を開催予定

- 参加費 無料
- 会場 コラボしが21 3階
滋賀県大津市打出浜2-1
- 同業者や経営コンサルタントの方及びセミナー内容を自社サービス・製品として営業する方はご参加いただけません。



詳しい内容、申込方法等は、HPをご参照ください。

【お問合せ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部
ポリテクセンター滋賀 生産性向上人材育成支援センター
生産性センター業務課 TEL: 077-537-1176

URL: https://www3.jeed.go.jp/shiga/poly/employer/seisansei_kunren.html



シルバー人材センターからのお知らせ



◆技能講習 受講生募集

働く意欲のある60歳以上の方を対象に受講料無料の技能講習を開催します。

- 旅館・ホテルスタッフ技能講習
- MOS検定対策講習 (2019 エクセル)

◆会員募集

お住いのシルバー人材センターでは、働く意欲のある60歳以上の方のご入会をお待ちしています。

◆短期間・短時間に関わらずお仕事募集

人手不足のときは、所在地の市町シルバー人材センターへご相談ください。

活動等については、当連合会又はあなたの街のシルバー人材センターのHPをご覧ください。

【お問合せ先】

公益社団法人 滋賀県シルバー人材センター連合会
〒520-0054 大津市逢坂一丁目1番1号 テトラ大津3階
TEL:077-525-4128 FAX :077-527-9490
URL :<https://www.sjc.ne.jp/shigapref>

失業なき労働移動をめざす人材マッチングの専門機関

はじめに

当センターは、厚生労働省、経済・産業団体や連合などと緊密な連携により、全国ネットワーク「失業なき労働移動」の課題に取り組み、1987年設立以来、23万人の就職を実現。

産業雇用安定センターとは

人材を送り出す企業と人材を受け入れる企業との間の様々な人材マッチングを行う、厚生労働省所管の公的機関です。

(無料職業紹介事業許可)

サービスのラインナップ

- ★再就職・出向等の人材マッチング (無料)
- ★人材育成・交流、キャリアアップ出向支援、コロナ禍の在籍出向支援 (無料)
- ★60歳以上の方のキャリア人材バンク事業 (無料)
- ★従業員向け、ライフプランなどのセミナー事業 (有料)

お気軽にお電話にてご相談ください！！

【お問合せ先】



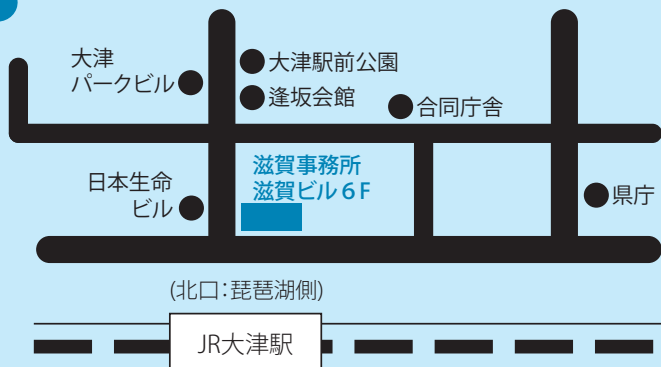
公益財団法人
産業雇用安定センター 滋賀事務所

〒520-0051 大津市梅林1-3-10
滋賀ビル6階
★大津駅北口から徒歩3分

TEL : 077-526-3991

FAX : 077-526-2761

URL <https://www.sangyokoyo.or.jp/>



労働委員会のあっせん制度をご活用ください!

労働委員会では、労働組合と会社、または労働者個人と会社との間で労働に関するトラブルが起き、当事者だけでは解決が難しいときに、両者の間に入り双方の主張を聴き助言を行うことで、解決をお手伝いする「あっせん」を行っています。

今回は、労働者個人から申請があり、あっせんにより解決に至った事例を紹介します。

事案の概要

～有期契約労働者の期間満了による雇止め～

Aさんは県内の会社で無期契約社員として働いていました。働き始めて数年が経った頃、Aさんは会社から車で帰宅する途中で、意識を失って交通事故を起こし、負傷しました。Aさんはしばらく療養した後、仕事に復帰しましたが、負傷の影響で力が必要な業務ができなくなってしまいました。それに後ろめたさを感じたAさんは、自ら会社に申し出て、他の社員の補助的業務を行う有期契約社員となりました。その契約変更の際に会社から渡された雇用契約書には、契約期間満了後、契約を更新する場合があります旨の記載がありました。

契約期間満了を迎え、Aさんが有期契約社員となって初めての契約更新がありました。その際渡された雇用契約書には、契約期間は1年間で、その後契約は更新しない旨の記載がありました。

その後、契約期間の終期が近づいた頃、Aさんは、上司から契約は更新しないとわれ、契約終了に関する通知書を渡されました。そこには、契約を更新しない理由として「勤務成績不良」と記されていました。Aさんは、この理由に納得できず、契約を更新するよう会社に求めましたが拒否されたため、労働委員会にあっせんを申請しました。

Aさんの主張

初回の契約更新時もそれ以降も、契約更新についての詳しい説明はなく、今回突然更新しないとわれ。

これまで遅刻も無断欠勤もない。事故以降も、

力が必要な業務以外は問題なくできており、契約を更新しない理由には納得できない。

会社の主張

初回の契約更新時に、この契約期間満了後は契約を更新しないことは説明した。Aさんはその説明を聞いたうえで雇用契約書に署名しており、手続に不備はない。

運転中に意識を失ったことについて、Aさんからは「原因は分からない。医師から車の運転はしないよう言われた。」としか聞いておらず、業務遂行に問題がないとは聞いていない。突然意識を失う可能性があるAさんを現場で働かせることには大きなリスクがあり、そういう意味で勤務成績不良と記載した。

あっせん

あっせん員から、会社側に対して、通知書に契約を更新しない理由として記載した「勤務成績不良」との内容は無理があるということ指摘したところ、会社側は表現が不適切であったことを認めました。さらに、あっせん員から、Aさんを再度雇用できないか検討するよう粘り強く促したところ、会社側は「Aさんが、自身の体調は業務を遂行するうえで問題がないという診断書を提出するのであれば、今後、補助的業務を行う社員を採用する際、Aさんを優先的に採用してもよい。」と譲歩する姿勢を見せました。そこで、それら内容をあっせん案を示し、双方が合意したため、解決に至りました。

(実際の事例をもとに内容を一部変更しています。)

滋賀県労働委員会では、委員3名(公・労・使各側1名)による**無料労働相談会**を実施しています!

★日時：令和5年 1月27日(金)
2月24日(金)
3月24日(金)

時間帯は次の3つです(時間帯の指定はできません。)

- ①14:45～15:30
- ②15:35～16:20
- ③16:25～17:10

★会場：滋賀県庁東館5階 労働委員会室
★申込方法：電話予約(開催日の4日前の午前中まで)
TEL 077-528-4473

★お問合せ先：滋賀県労働委員会事務局
大津市京町四丁目1番1号(県庁東館5階)
TEL 077-528-4473

「母性健康管理と産前・産後休業について」

仕事を続けながら妊娠・出産を迎えることはとても不安なものです。そこで、今回は働く女性の妊娠と出産をテーマにまとめてみました。



質問

ここ数日体調が悪いので病院に行ったところ妊娠していることが分かりました。この先病院に行くことも増えると思いますが、会社に対して健康診査などを受けに行くための時間を請求することはできますか？また、悪阻により調子が悪くなった際には、例えば通勤時間を変えてラッシュを避けることなど一定の配慮を会社に求めることは可能でしょうか？



回答

妊娠中または産後1年を経過しない女性（以下「妊産婦」という。）は、定期的に保健指導または健康診査（以下「健康診査等」という。）を受ける必要があります。しかし、働く女性にとって健康診査等の受診時間を確保することは困難な場合が多いことから、事業主は、妊産婦のための健康診査等を受診するために必要な時間を妊娠週数等に応じて確保することができるようにしなければなりません。したがって、ご相談のとおり健康診査等に必要な時間を会社に申し出ることが可能です。

ただし、付与方法や付与単位（半日単位、時間単位など）については事業主が定めることとなりますから、具体的な方法については会社に問い合わせてください。

また、妊産婦が健康診査等の際に主治医や助産師（以下「医師等」という。）から通勤緩和措置として時差出勤や勤務時間の短縮等の指導を受け、事業主に申し出た場合には、その指導事項を守ることができるようにするため必要な措置を講じることも事業主に義務付けられています。

○ 母性健康管理に必要な措置

- ・健康診査等を受診するために必要な時間の確保
- ・妊娠中の通勤緩和（時差出勤、勤務時間の短縮、交通手段・通勤経路の変更等）
- ・妊娠中の休憩に関する措置（休憩時間延長、休憩回数の増加、休憩時間帯の変更等）
- ・妊娠中又は出産後の症状等に対応する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する措置（作業の制限、出勤の制限等）※令和5年3月31日まで



質問

もうすぐ産休に入りますが、産休・育休で会社を休んでいる間の社会保険料は、支払う必要がありますか？また、出産に関する保険給付についても教えてください。



回答

会社などで働く女性の場合、原則として産前・産後休業、育児休業期間中の社会保険料は、事業主の申し出によって、本人負担分および会社負担分ともに免除されます。社会保険料の免除を受けても健康保険の給付は通常どおり受けられ、また、免除された期間についても将来の年金額に反映されます。

健康保険等の被保険者が出産したときは「出産育児一時金」が支給されます。また、被扶養者である家族が出産したときは「家族出産育児一時金」が支給されます。出産育児一時金（家族出産育児一時金）の額は1児につき42万円です。なお、在胎週数が22週に達していないなど、産科医療補償制度加算対象出産でない場合は40万8千円です。

健康保険等の被保険者（任意継続被保険者は除く）が出産のために会社を休み、給料の支払いを受けなかった場合には、出産日（出産が予定日より遅れたときは出産予定日）以前42日（多胎妊娠は98日）から出産日後56日までの期間「出産手当金」が支給されます。出産手当金の額は、原則として、1日について「直近12か月の標準報酬月額の前平均額」÷30×（2/3）です。給料を受けていても出産手当金の額より少ないときは、差額が支給されます。



質問

流産や死産の場合については、どのような支援が受けられますか？



回答

流産、死産した場合には、出血や下腹部痛等への対応として、医師等から一定期間の休業等の指導が出されることがあります。流産、死産後1年以内の場合は、母性健康管理措置の対象となり、事業主は、健康診査を受けるための時間の確保や休業等の医師等からの指導事項を守ることができるようにしなければなりません。また、妊娠4か月以降の流産、死産の場合は、労働基準法に基づく産後休業（原則8週間。本人が請求し、医師が支障がないと認めた業務に就く場合には6週間でも可。）の対象となります。

健康保険においても同様であり、流産、死産であっても出産育児一時金、家族出産育児一時金、出産手当金の対象となります。

滋賀県労働相談所

電話番号 **0120-967164**
※フリーアクセスは、滋賀県内固定電話（もしくは公衆電話）からのみ利用可能です。）
077-511-1402

開設時間 月曜日～金曜日(平日)12時～16時

場 所 大津市打出浜2-1 コラボしが21 6階
 (面談相談は事前連絡が必要です)



参加無料

労働問題セミナー開催のご案内

近年、仕事による強いストレスが原因で精神障害を発症する労働者は増加傾向にあります。企業にとって人材の損失や生産性の低下等にもつながり、企業におけるメンタルヘルス対策は重要な経営課題の一つといえます。

本セミナーでは、社員がいきいきと働き続けることができる職場づくりのために、企業が取り組むべきメンタルヘルス対策について分かりやすく解説します。

職場からオンライン
で参加できます！

日時	2023年 2月3日(金) 14:00~16:00
実施方法	オンライン生配信 (Zoom)
講演	「コロナ禍における今さら聞けない 職場で取り組むべきメンタルヘルス対策」
講師	特定社会保険労務士/公認心理師 山田 真由子 氏
対象	県内の企業の人事労務担当者、管理者、経営者等
主催	滋賀県
定員	先着100名
申込方法	右のQRコードから、しがネット受付サービスにてお申込みください。



【お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL: 077-528-3751

広報紙「滋賀労働」について重要なお知らせ

※お手続きいただけないと情報をお届けできなくなりますので、必ずお手続きをお願いします。

～労働広報紙「滋賀労働」メール配信へ切り替えのお願い～

滋賀県では、2050年CO2ネットゼロを目指し、その実現に向けた取組を進めています。
広報紙「滋賀労働」は、今後順次、メールアドレス登録がお済みの方への紙面の郵送を廃止し、メールでの配信に切り替えていきます。
随時登録を受け付けておりますので、お早めにメール配信登録のお手続きをお願いします。

「滋賀労働」は、県内の事業所・労働組合・労働者の方等を対象に、年4回、労働に関するさまざまな情報（法改正、制度、イベント、セミナーなど）をお届けしています。

【お手続き方法】

労働広報紙「滋賀労働」のメール配信への切り替えは、右のQRコードからお手続きできます。→
<ホームページからのお手続きはコチラ↓>

滋賀県ホームページ<https://www.pref.shiga.lg.jp>から、**滋賀労働 メール配信** でご検索ください。
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/327087.html>



【お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
TEL: 077-528-3751 Email: fe0001@pref.shiga.lg.jp

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町4-1-1
TEL: 077-528-3751 FAX: 077-528-4873 URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/> E-mail: fe00@pref.shiga.lg.jp